

建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託契約の 履行保証の変更について

建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の契約締結時において、今までは履行保証として連帯保証人を付することとしておりましたが、全国の市町村の動向を踏まえ、平成 29 年 4 月発注（公告）分より工事請負契約の場合と同じく金銭保証（契約保証金）に切替えることとなりましたのでお知らせします。

1 契約保証金額

契約金額の 100 分の 10 以上の額

2 金銭的契約保証の納付方法

(1) 契約保証金の納付（現金納付）

・納付方法等

- ① 本市が発行する納付書により納付していただきます。
- ② 領収書（写し可）確認後、契約書の受付を行います。
- ③ 履行確認後、契約担当へ所定の請求書をご提出いただき、ご指定の金融機関へ還付します。

(2) 金融機関等の保証書の提出又は公共工事履行保証証券（履行ボンド）の提出

・当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る証書を提出したとき。

(3) 有価証券の提供

・売却承諾書及び白紙委任状を添えて、次に掲げる有価証券を提出したとき。なお、その場合の担保価額は各欄記載のとおりとなりますのでご注意ください。

- ① 喜多方市債証券 額面金額
- ② 国債証券 額面金額の 10 分の 8
- ③ 地方債（喜多方市債証券を除く。）証券 額面金額の 10 分の 8
- ④ 特別の法律により法人の発行する債権 時価の 10 分の 8
- ⑤ 市長が確実であると認める社債券 時価の 10 分の 8

3 契約保証金の免除

(1) 契約金額が 500 万円未満（税込）であり、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 履行保証保険契約に係る証券の提出があるとき。